

令和 8 年 度

今 津 小 学 校 高 圧 引 込 ケ ー ブ ル 改 修 工 事

図面番号	図 面 名
E - 1	特記仕様書①
E - 2	特記仕様書②
E - 3	特記仕様書③
E - 4	特記仕様書④
E - 5	特記仕様書⑤
E - 6	附近見取図・配置図
E - 7	幹線平面図
E - 8	立面図・屋上平面図
E - 9	キュービクル単線結線図・引込柱詳細図

阿 南 市 教 育 委 員 会 教 育 部 教 育 総 務 課

1. 工事概要

1. 工事名称

今津小学校高圧引込ケーブル改修工事

2. 工事場所

阿南市那賀川町敷地

3. 建物概要

建物名称	今津小学校 校舎
構造・規模	RC造 地上3階
敷地面積	6,426 (㎡)
延床面積	2,911 (㎡)
消防法施行令別表第1の区分	7項

4. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電気工事	高圧引込改修

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の（ 対象 ・ 対象外 ）工事である。
猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1)作業不能日数： 日間
(2)観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点
(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点におけるWBG値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができ。
(4)作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。
（※ 阿南市で特例措置が出た場合、記載する）

Ⅱ. 共通仕様書

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。○は総て適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 章 共 通 事 項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版 ② 優先順位 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等 ③ 工事実績データの登録 (1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

章

項 目

特 記 事 項

④ 工程表

◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

⑤ 工事の着手

◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

⑥ 施工計画書等

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。

◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

⑦ 下請負人の選定

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

⑧ 施工体制台帳及び施工体系図

(1)施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
(2)施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
(3)営備業者の記載
受注者は、交通誘導営備員を配置するときは、営備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(4)運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

⑨ 電気保安技術者等

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

◎工食用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

章

項 目

特 記 事 項

⑩ 施工中の安全確保

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

・仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

・受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある市木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

◎受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

・当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項）

	阿南市富岡町トノ町1 2 番地 3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 今津小学校高圧引込ケーブル改修工事	●縮尺 NON	設 計	図 面 番 号
		●図面名 特記仕様書①	●年月 令和8年9月		E-1

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項															
	11. 撤去時の資機材残置の防止	・足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	一 章 一 般 共 通 事 項		・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 ＝また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全量写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	⑭ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 ＝ ~~受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。~~ ＝また、請負代金額が500万円以上の工事について、 ~~県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。~~ ＝ 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ・県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。																
⑫ 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある				・資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。																		
⑬ 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の旨と（あり、なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト含有成形板の除去（レベル3） ・養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類：、仕様：枚布、D＝cm、シート種類：） 仮囲い高さ：H＝m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：脚立足場） 養生種別（【床】養生シート張り 二重張り シート厚0.15mm 【壁】一重張り シート厚0.08mm） ・工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ・除去箇所一覧表 <table><tr><th>階 数</th><th>場 所</th><th>箇 所</th><th>建 材 種 別</th><th>面 積</th></tr><tr><td colspan="5">校舎外壁貫通、外壁へのブルボックス等の設置等</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr></table> ・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。	階 数		場 所	箇 所		建 材 種 別	面 積	校舎外壁貫通、外壁へのブルボックス等の設置等														
階 数	場 所	箇 所	建 材 種 別	面 積																			
校舎外壁貫通、外壁へのブルボックス等の設置等																							

	阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 今津小学校高压引込ケーブル改修工事	●縮尺 NON	設 計	図面番号
		●図面名 特記仕様書②	●年月 令和8年9月		E-2

第二章
電気設備工事
特記事項

① 官公署その他への届出手続等

◎本工事に必要な官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1>1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。

◎官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

2. 技能士

・技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士または二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工 コンクリート圧送施工	・ 型枠工事作業 ・ コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作业
コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	ブロック建築 ・ エーエルシーパネル施工	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質777シート工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・ 石張り作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	・ 内外装板金作業 ・ スレート工事作業
金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業
左官工事	建築板金	・ 内外装板金作業
左官工事	左官	・ 左官作業
サッシ施工	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
建具工事	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工	・ 金属カーテンウォール工事作業 ・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
配管工事	配管	・ 建築配管作業
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・ 加熱ペイントハンドマーカー工事作業
植栽工事	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

・ 図面に記載されていない他工事との工事区分は次表による。

	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その他
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリープ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンプレン等)	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口量出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁			○		
空洞部分のモルタル埋め					
縦樋(GLまで)	○				
盤、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排気ガラクリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

3. 他工事との工事区分

④ 施工条件

◎施工条件は下記による。
・施設の使用に影響のある、振動、騒音、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施行できない。
また、休日においても施工管理者から作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
・平日の午前7時30分から8時までの間は通学時間と重なる為、工事車両は通行しないものとする。
なお、その他の時間においても行事等の関係から通行禁止の要望がある場合は、工事車両の通行を禁止する場合がある。
・現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
・施設内での行事（イベント）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
・施工時間は、原則8:30～16:30までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
・本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
・本工事に伴う高圧引込移転（四国電力送配電網）申請は、受注者がおこなうこと。また、高圧引込移転（四国電力送配電網）費用は受注者が支払うものとする。発注者は、高圧引込移転（四国電力送配電網）にかかった費用の全額を変更契約により受注者へ支払うものとする。
・高圧ケーブル切替に伴う停電作業は、施設管理者と日程調整し休日におこなうこと。また、切替後は高圧絶縁耐圧試験、保護継電器試験を行うこと。それらに係る費用は本工事に含むものとする。

◎発生材の処理等は、受注者側で適切に処理すること。

◎発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

◎産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	車両	所在地 処分地	運搬距離 (km)
金属 (有価)	虎尾商事(有)	2t	阿南市橋町東中浜174 阿南市橋町東中浜174	13.4
塗料 アスベスト含有	(株)明和クリーン	2t	徳島県三好市山城町寺野956-3 徳島県三好市山城町寺野956-3	113.0
コンクリート柱	南青藍	2t	徳島県阿南市桑野町尾花117 徳島県阿南市桑野町尾花117	15.5

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」（以下「優良産業廃棄物処理業者」という。）であることを示す。

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業廃棄業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃棄業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

◎建設発生土の処理は次のとおりとする。
◎構内敷きならし

・構内の指示場所（図示）に集積

・構外に搬出し適切に処理 ※土壌検査を本工事で（ ・ 行う（箇所） ・ 行わない）
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
構外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
・最終処分場の指定
排 出 土：
会 社 名：
所 在 地：
処分単価：
運搬距離：
運搬経路：
・仮置き場の指定及び養生方法
場 所：
養生方法：

◎本工事に伴い既に既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。

・工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

◎アスベスト除去に伴う壁面の養生はE-8図面参照とする。

⑥ 養生

⑦ 機材の品質等

◎本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等以上のものとする。
ただし、同等以上のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
◎下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(5)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（OW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、 太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

◎機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

◎機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

◎工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。

◎工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

・設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種類、重要度及び設置箇所に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
・施設の分類、地域係数
・施設の分類（ ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 ） ・ 地域係数（ ・ 1.0 ・ 0.9 ）
・重要機器
・ 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

（注）・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、
13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

・質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

・横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

◎あと施工アンカー

◎あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(・ ・ ・)
・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。
(2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐

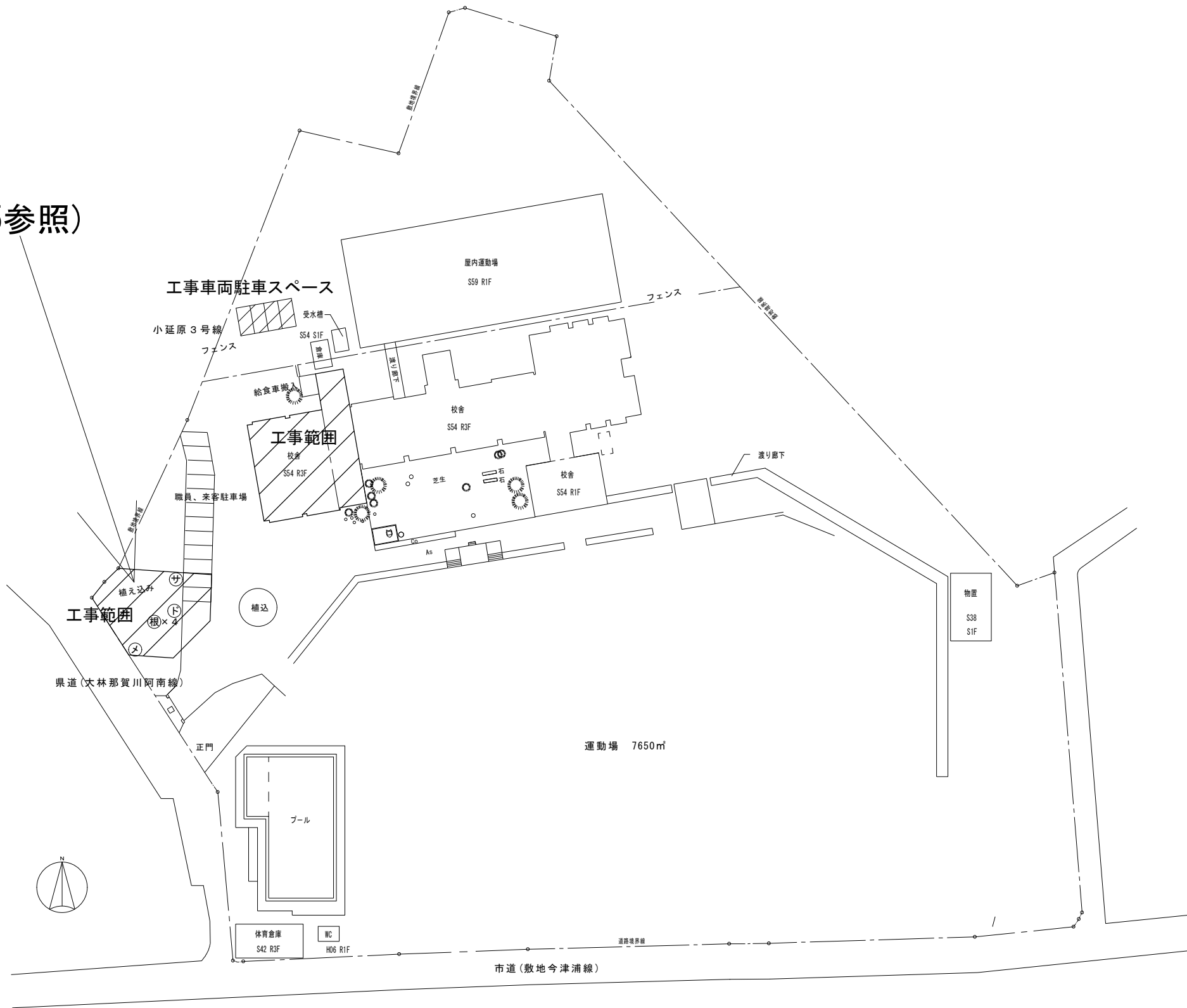
	阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 今津小学校高圧引込ケーブル改修工事	●縮尺 NON	設 計	図面番号
		●図面名 特記仕様書④	●年月 令和8年9月		E-4

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																
二 章 電 気 設 備 工 事 特 記 事 項	11. 非破壊検査	震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカー＝とする。 (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するH0ZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。 ・はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 ・施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。			◎カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で要差別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチング文字とする。 ◎分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 ・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。 ・分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等又はニュートラルスイッチの負荷側の近くに設ける。なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等、電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。		16. 施行	◎高所作業に伴い、高所作業車(トラック架装リフト作業床高1.2m)を6日見込む。																																
	12. 各種荷重計算	◎風圧荷重計算書提出 対象機材 (~~コンクリート柱~~ ・屋外ポール灯・避雷針支持管・テレビアンテナマスト)			◎太さ1.4mm2以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。 ・ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。		17. 機材等指定	本工事に使用する機材等は下表による。(○印のある項目について適用する) <table><tr><th>機材名</th><th>製造業者名</th></tr><tr><td>○ 電線管類・同附属品</td><td>J I Sマーク表示品</td></tr><tr><td>○ 電線・ケーブル</td><td>J I Sマーク表示品又はJ I S、J C S等規格品</td></tr><tr><td>耐火・耐熱ケーブル</td><td>消防庁告示による表示品</td></tr><tr><td>○ 配線器具</td><td>J I Sマーク表示品又はJ I S等規格品</td></tr><tr><td>開閉器箱・分電盤</td><td>パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱</td></tr><tr><td>○ 端子盤</td><td>摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱</td></tr><tr><td>各盤組込機器</td><td>東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱</td></tr><tr><td>キュービクル式高圧受配電盤</td><td>富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱</td></tr><tr><td>高圧スイッチギヤ</td><td>富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱</td></tr><tr><td>CW、PW形</td><td>㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所</td></tr><tr><td>照明器具</td><td>パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱</td></tr><tr><td>端子盤</td><td>岩崎電気㈱、N E Cライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱</td></tr><tr><td>高圧限流ヒューズ</td><td>エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱</td></tr><tr><td>高圧負荷開閉器(LBS)</td><td>エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱</td></tr><tr><td>高圧負荷開閉器(LBS)</td><td>㈱日立産機システム、大垣電機㈱</td></tr></table>	機材名	製造業者名	○ 電線管類・同附属品	J I Sマーク表示品	○ 電線・ケーブル	J I Sマーク表示品又はJ I S、J C S等規格品	耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品	○ 配線器具	J I Sマーク表示品又はJ I S等規格品	開閉器箱・分電盤	パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱	○ 端子盤	摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱	各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱	キュービクル式高圧受配電盤	富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱	高圧スイッチギヤ	富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱	CW、PW形	㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所	照明器具	パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱	端子盤	岩崎電気㈱、N E Cライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱	高圧限流ヒューズ	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱	高圧負荷開閉器(LBS)	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱	高圧負荷開閉器(LBS)	㈱日立産機システム、大垣電機㈱
	機材名	製造業者名																																						
	○ 電線管類・同附属品	J I Sマーク表示品																																						
	○ 電線・ケーブル	J I Sマーク表示品又はJ I S、J C S等規格品																																						
	耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品																																						
	○ 配線器具	J I Sマーク表示品又はJ I S等規格品																																						
	開閉器箱・分電盤	パナソニック㈱、三菱電機㈱、富士電機㈱、内外電気㈱、㈱月の宮電機、日東工業㈱																																						
	○ 端子盤	摂陽明正㈱、香東電機㈱、テンパール工業㈱、㈱正興電機製作所、河村電器産業㈱																																						
	各盤組込機器	東芝E1コントロールシステム㈱、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱																																						
キュービクル式高圧受配電盤	富士電機㈱、摂陽明正㈱、㈱月の宮電機、一光電機㈱、㈱かわでん、ダイシン電機㈱																																							
高圧スイッチギヤ	富士電機㈱、㈱かわでん、四変テック㈱、摂陽明正㈱、香東電機㈱、日新電機㈱																																							
CW、PW形	㈱東芝、東芝E1コントロールシステム㈱、㈱日立製作所、㈱正興電機製作所																																							
照明器具	パナソニック㈱、東芝ライテック㈱、三菱電機照明㈱、日立アプライアンス㈱																																							
端子盤	岩崎電気㈱、N E Cライティング㈱、シャープ㈱、㈱MARUWA SHOMEI、コイト電工㈱																																							
高圧限流ヒューズ	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱																																							
高圧負荷開閉器(LBS)	エナジーサポート㈱、東芝産業機器システム㈱、富士電機機器制御㈱、三菱電機㈱																																							
高圧負荷開閉器(LBS)	㈱日立産機システム、大垣電機㈱																																							
13. 強度計算	・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・			◎改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。 ◎自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。(絶縁耐圧試験及びPAS試験) ・LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。 ・非常用照明器具の照度測定は、設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。		18. コンクリート柱	◎種類：長さ、末口、強度 14.0m×22cm×15kN ※製造メーカー：大日コンクリート工業製造品同程度 ※建柱車及びコンクリート柱運搬費は本工事内に見込む。																																	
15. 仮設工事	◎既存電気設備利用 (<u>出来る</u> ・ 出来ない)、電力料金 (<u>有償</u> ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存機械設備利用 (<u>出来る</u> ・ 出来ない)、用水料金 (<u>有償</u> ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。 ただし、施設管理者と協議すること。 ・同用地は、(<u>明示の場所</u>) ・ 用意していないので業者にて・施設管理者と協議の上) 設けること。 ・同用地に対する借地借家料を () 円見込んでいる。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、既設PAS等撤去及び既設引込柱撤去時の2日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務が <u>行われていない</u>)。 ・警備員は、延4人(昼4人、夜0人：うち検定合格警備員4人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。			◎スリーブ材料は、原則として水密を要する箇所はつば付き鋼管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管それ以外は亜鉛めっき鋼板とする。 ・地中管路の埋設深さは0.6m以上とし、高圧地中配線以外も地表面と管頂の中心に埋設標識シートにより埋設標示を行う。また、地表面の要所にも、埋設標(電標図参照)を敷設すること。		19. コンクリート	◎根巻きコンクリート (E-09参照) <table><tr><th>コンクリートの種類</th><th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th><th>調合管理強度 Fn (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>強度試験の有無</th><th>種 別</th><th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>普通コンクリート</td><td>21</td><td>21</td><td>15</td><td>無</td><td>I 類</td><td>2.3</td><td>壁・コンクリート</td></tr></table> ・構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標準 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種 別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通コンクリート	21	21	15	無	I 類	2.3	壁・コンクリート																	
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種 別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																																	
普通コンクリート	21	21	15	無	I 類	2.3	壁・コンクリート																																	

植栽伐採(E-05参照)

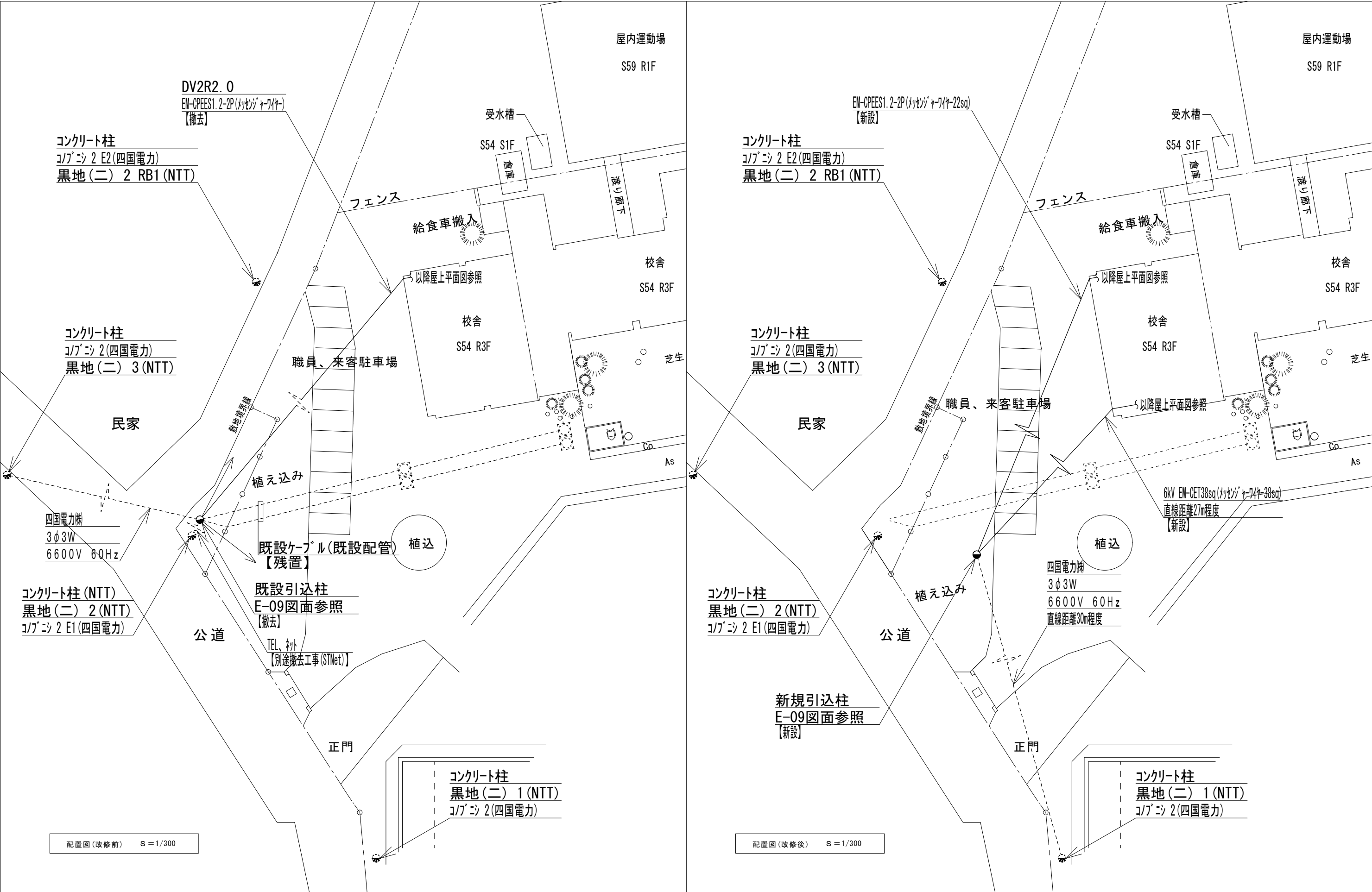


付近見取り図

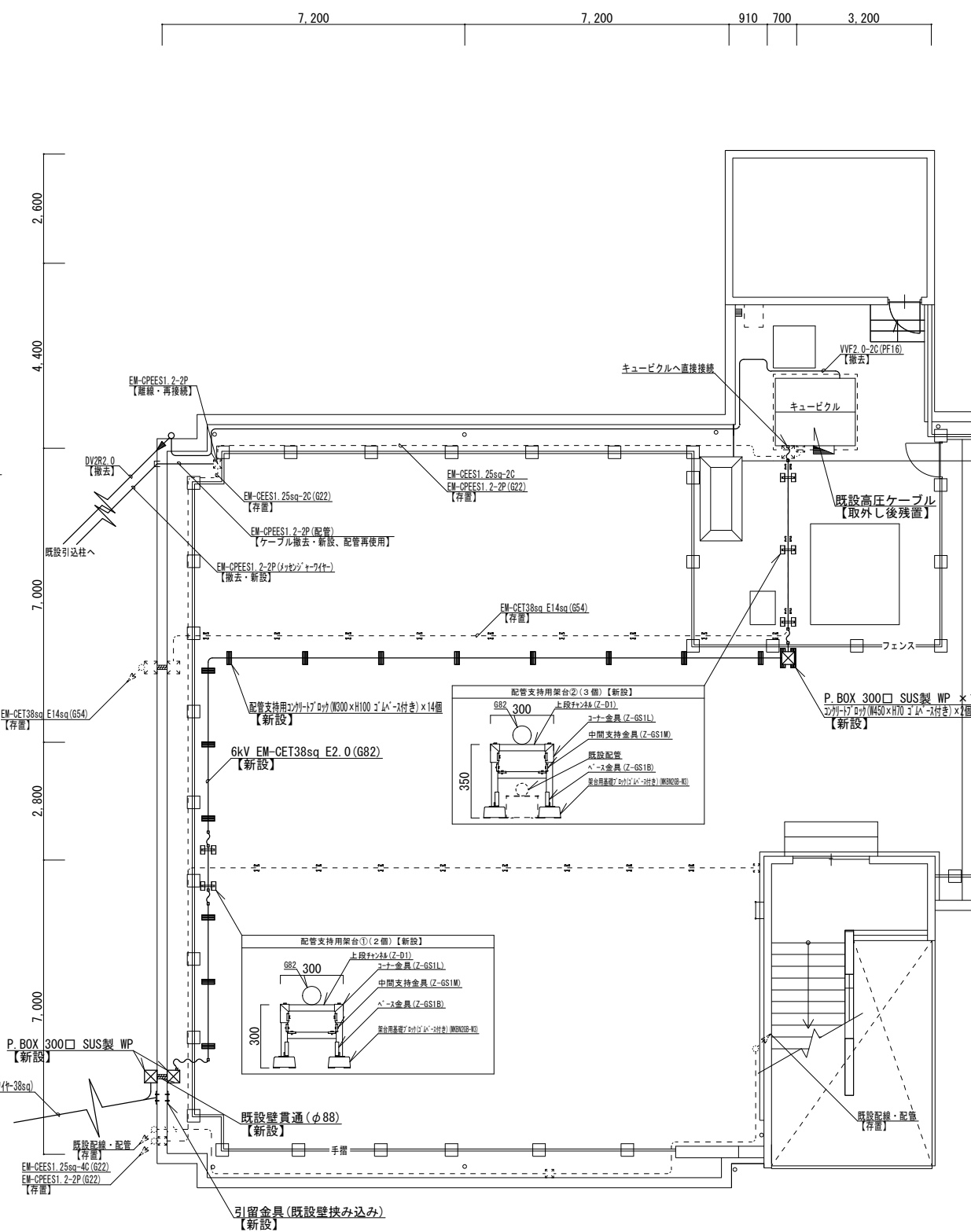


配置図 S=1/600

阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299		●工事名 今津小学校高圧引込ケーブル改修工事	●縮尺 NON	設計 馬場	図面番号 E-6
		●図面名 付近見取り図・配置図	●年月 令和8年9月		



阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299		●工事名 今津小学校高压引込ケーブル改修工事	●縮尺 NON	設 計 馬 原	図面番号 E-7
		●図面名 幹線平面図	●年月 令和8年9月		



屋上平面図 SC=1/100

既 設 外 壁 貫 通 (ア ス ベ ス ト 除 去)	
壁 貫 通 場 所	除 去 方 法
校舎西側	外壁塗装（アクリルリシン吹付）
	除去方法：剥離剤併用手工具ケレン工法（壁貫通部の塗装を事前に剥離剤により除去）
	養生：1㎡×1箇所 養生仕様は、特記（7スベスト含有成形板の除去（レール3））と同等とする。
既 設 外 壁 へ の 支 持 材 設 置 (ア ス ベ ス ト 除 去)	
壁 支 持 対 象 場 所	除 去 方 法
ブルボックス、引留金具	外壁塗装（アクリルリシン吹付）
	除去方法：集塵機付き（HEPAフィルター付き）ドリルを使用すること。
	養生仕様は、特記（7スベスト含有成形板の除去（レール3））と同等とする。

	阿南市富岡町トノ町１２番地３	●工事名	縮尺	設 計	図面番号
	阿 南 市 役 所	今津小学校高圧引込ケーブル改修工事	1/100		E-8
	教育委員会 教育部 教育総務課	●図面名	●年月		
	(0884) 22-3299	立面図・屋上平面図	令和8年9月		

